

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第56号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （監督員） 第10条 （略） 2～4 （略） 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める <u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u> については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。 6 （略） （現場代理人等） 第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置くとともに、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) （略） (2) <u>監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書の政令で定める者をいう。）又は主任技術者をいう。以下同じ。）</u> (3) （略） 2～5 （略） 6 主任技術者又は監理技術者は、当該管理をつかさどる工事が建設業法第26条第3項本文に該当する場合においては、当該工事現場において専任でなければならない。 7 現場代理人、 <u>監理技術者等</u> 及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 （工事関係者に関する措置請求） 第13条 発注者は、現場代理人がその職務（ <u>監理技術者等</u> 又は専門技術者を兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。	別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （監督員） 第10条 （略） 2～4 （略） 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める <u>請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u> については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。 6 （略） （現場代理人及び主任技術者等） 第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置くとともに、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) （略） (2) <u>主任技術者又は監理技術者</u> (3) （略） 2～5 （略） 6 主任技術者又は監理技術者は、当該管理をつかさどる工事が建設業法第26条第3項に該当する場合においては、当該工事現場において専任でなければならない。 7 現場代理人、 <u>主任技術者又は監理技術者</u> 及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 （工事関係者に関する措置請求） 第13条 発注者は、現場代理人がその職務（ <u>主任技術者若しくは監理技術者</u> 又は専門技術者を兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請

る。 2 発注者又は監督員は、<u>監理技術者等</u>、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。 3～5 （略） 第21条 （略） （著しく短い工期の禁止） 第21条の2 発注者は、<u>工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u> （請負金額の変更に代える設計図書の変更） 第31条 発注者は、第9条、第16条、<u>第18条から第21条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担すべき費用の額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。</u> 2・3 （略） （あつせん又は調停） 第53条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>監理技術者等</u>、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行つた後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。	求することができる。 2 発注者又は監督員は、<u>主任技術者又は監理技術者</u>、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。 3～5 （略） 第21条 （略） （請負金額の変更に代える設計図書の変更） 第31条 発注者は、第9条、第16条、<u>第18条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担すべき費用の額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。</u> 2・3 （略） （あつせん又は調停） 第53条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>主任技術者又は監理技術者</u>、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行つた後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。
---	---

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。